

発注者別評価点について

善通寺市では、経営事項審査の総合評定値（客観点）と発注者別評価点（主観点）の合計により格付を行っています。評価項目は次のとおりですので、令和7・8年度入札参加資格審査申請の際に必要な書類を提出してください。

1 対象者・対象工種

対象者 市内業者（善通寺市に建設業法上の主たる営業所又は営業所を有する者）

対象工種 申請したすべての工種

※市外業者は、経営事項審査の総合評定値（客観点）により格付を行います。

2 評価項目等

評価項目等は次のとおりです。なお、期間等の指定がないものについては、令和7年1月1日時点のものとしします。

No	評価項目		評価点数	評価方法 ・ 提出書類
①	技 術 力		右の算式により算出した数値A	<p>(評価方法) $A=J \times 2 + K$ J：1級技術職員数(10を上限とする) K：2級技術職員数(登録基幹技能者を含む) J+Kの合計は20を上限とし、10を超えるJはKとして算定する。 (提出書類) 入札参加資格審査申請書に添付する経営規模等評価通知書における技術職員数に基づき算定するため、提出書類は不要。</p>
②	工 事 成 績		右の算式により算出した数値B	<p>(評価方法) $B=L \times 3.5$ 令和4年度及び令和5年度に善通寺市が発注した工事の成績評点に基づき算定する。 L：指定する2年間の成績評定による工事成績評定点平均点から65点を減じて得られた数値 B：小数点以下切捨て (提出書類) 不要</p>
③	法令違反	指 名 停 止	-10点/月 (1か月未満は-5点)	<p>(評価方法) 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に善通寺市長が行った指名停止処分 (提出書類) 不要</p>
④	品質・環境	ISO9001	3点	<p>(評価方法) 経営規模等評価通知書のISO登録の有無 (提出書類) 経営規模等評価通知書で判断するため提出書類不要</p>
		ISO14001	3点	
		エコアクション21	3点 (重複加算なし)	<p>(評価方法) エコアクション21に認証登録している事業者 (提出書類) 認証取得を証明するもの、登録証等の写し</p>
⑤	地域貢献	災害協定締結者	5点	<p>(評価方法) 本市と災害協定を締結している事業者 (提出書類) 「善通寺市建設業協会」又は「善通寺市環境美化推進ボランティア協会」に加入している者については提出書類不要</p>
		消防団入団者	5点	<p>(評価方法) 従業員のうち善通寺市の消防団入団者が1名以上ある事業者 (提出書類) 団員であることが確認できるもの</p>
		消防団協力事業所	2点	<p>(評価方法) 消防団協力事業所表示証の交付決定を受けている事業者 (提出書類) 消防団協力事業所表示証交付決定通知書の写し</p>

⑥	共同 参画	障がい者雇用	5点	(評価方法) 「障害者雇用の促進等に関する法律」第43条に係る雇用義務のない建設業者で障がい者の雇用がある事業者 (提出書類) 障がい者雇用申告書
		子育 て・ 介 護 支 援	5点	(評価方法) 香川県子育て行動計画策定企業認証マーク又は子育て・介護応援企業認証マークの取得している事業者 (提出書類) 認証を受けていることが確認できるもの
⑦	研修・講習会等		2点 (参加ごと) 3回/年度 まで	(評価方法) 令和5年度、令和6年度において、人権・環境・男女共同参画等、本市が指定する研修・講習会の受講した事業者。 (提出書類) 研修・講習会等受講証明願に参加確認印のあるもの
⑧	労働安全		3点	(評価方法) 建設業労働災害防止協会に加入している事業者 (提出書類) 加入証明書の写しまたは加入を証明できるもの
⑨	保護観察対象者等の協力雇用主としての状況 (重複加算なし)		5点	(評価方法) 協力雇用主として登録し、保護観察者等を引き続き3ヶ月以上雇用している事業者 (提出書類) 高松保護観察所の証明の写し
			3点	(評価方法) 協力雇用主として登録している事業者 (提出書類) 高松保護観察所の証明の写し

3 格付基準

工 種	等 級	総 合 点
土木一式工事	特A	1,000点以上
	A	800点以上 ～ 1,000点未満
	B	650点以上 ～ 800点未満
	C	650点未満
建築一式工事	A	800点以上
	B	650点以上 ～ 800点未満
	C	650点未満
水道施設工	A	800点以上
	B	650点以上 ～ 800点未満
	C	650点未満
その他工事	A	800点以上
	B	650点以上 ～ 800点未満
	C	650点未満